

1. 件名：日本核燃料開発（株）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和4年9月27日（火） 15時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

日本核燃料開発（株）

保安管理部 部長他4名

5. 要旨

○日本核燃料開発（株）（以下「使用者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第55条の2第3項の規定に基づき、令和4年9月16日付け（ホットラボ施設 イオンミリング試料加工装置の追加等）及び令和4年9月21日付け（ホットラボ施設 ワイヤ放電加工装置の新設等）で使用事前確認申請があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・ 共通事項

- ✓ 使用前確認の対象となる使用施設等（以下「使用前検査対象施設」という。）は、法第55条の2第1項に基づき使用者が実施する使用前検査の対象であり、変更許可申請書及び当該審査書（以下「許可等」という。）の内容を踏まえ、法第55条の2第2項各号への適合させる設計及び工事の方法、並びにそれを確認するための検査方法（以下「設計等」という。）を検討及び整理すること。
- ✓ 使用前確認申請書は、使用前検査対象施設について、設計等の検討結果を踏まえ、使用規則第2条の5第1項各号に掲げる事項を記載すること。設計等の説明には、設計結果、検査範囲等に図表を用いて示すこと。
- ✓ 使用前検査は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第2条の2第1項各号の方法により実施するが、同項第3号に係る検査として、品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に係る検査を含めること。当該検査は、変更許可を受けた使

用施設等に係る設計、調達、工事、検査等が、使用者の使用前検査に係る工事のQMSに基づき実施されていることについて確認するものである。

- ✓ 以上を踏まえ、現状の申請内容では、設計等に係る記載が適正でないため、許可等の要求事項を再整理したうえで、適正な設計等について再検討すること。
- ✓ なお、使用規則第2条の6第5号に基づき「使用施設等の保全上支障のない変更の場合」として、使用前検査対象施設の一部に対し使用前確認を要さないとすることはできるが、その場合は当該事項について原子力規制庁に事前に説明すること。
- ・ イオンミリング試料加工装置の追加等について
  - ✓ 別紙-1「使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法」に以下の事項を記載し、添付-4「使用施設等の技術基準及び核燃料物質の使用変更許可申請書に関する説明書」において技術基準等への適合を説明すること
    - 機器保管場に係る立入り防止（使用施設等の技術基準に関する規則（以下「技術基準」という）第9条）に関する設計
    - 廃棄物保管場に係る廃棄施設（技術基準第22条）に関する設計
  - ✓ 別紙-1において、機器保管場（使用施設）と廃棄物保管場（保管廃棄施設）を仕切る鋼製柵に係る耐震設計が、設計及び評価が当該柵の一部に限定されており、記載が不足している。全柵の配置及び設置方法を示した上で、全柵に対する耐震評価を示すこと。
  - ✓ その他、技術基準の要求事項によらない「誤操作防止機能」、「安全停止機能」等については、「その工事が許可を受けたところによるもの」として整理すること。
  - ✓ 添付-4において、各技術基準への適合を確認する検査項目に関し、具体的な検査方法を記載すること。
- ・ ワイヤ放電加工装置の新設等について
  - ✓ 別紙-1の当該加工装置の切削水が漏れた場合にその拡大を防止する堰の高さについて、添付-4において堰の配置、高さ等に関し具体的な設計及び評価を記載すること。
  - ✓ 火災等による損傷の防止（技術基準第12条）に該当しないとし、使用前確認申請書に記載がなかった、新たに設置するとしている「廃棄物セル内温度監視システム（セル内火災警報、温度異常警報）」は、使用前検査及び使用前確認対象施設とし、「その工事が許可を受けたところによるもの」として設計等を記載すること。
  - ✓ 蛍光X線装置の解体撤去について、当該装置は既許可の排気系統に接続されているものであり、撤去工事に際し排気系統から分離する改造

工事を実施することから、排気系統の工事部分について使用前検査を実施すること。

- ✓ なお、分離され残された排気配管については、設置されている弁を使用し、同一排気系統に接続されている他設備機器の負圧バランスを取るために使用することから、排気の逆流防止等に係る設備面及び運用面に係る安全設計について記載すること。
  - ✓ その他、イオンミリング試料加工装置の追加等に対する指摘にも留意し、内容を精査すること。
- ・今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○使用者から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

配付資料 なし

以上